

令和元年 8 月 23 日

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市 福祉政策課長

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の趣旨及び内容について

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び同条第 4 項第 1 号、第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号、第 78 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項に規定する基準等については、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 38 号。以下「条例」という。）を、法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号、第 115 条の 14 第 1 項及び同条第 2 項に規定する基準等については、市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 39 号。以下「予防条例」という。）を平成 25 年 4 月 1 日より施行しており、事業者各位におかれましては、条例及び予防条例を遵守した運営をして頂いているところではございますが、条例及び予防条例の趣旨及び内容（独自基準を除く）については、下記の通知に準じた取り扱いをして頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

2 対象事業者

市川市指定地域密着型介護サービス事業者、市川市指定地域密着型介護予防サービス事業者

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市南八幡 2-20-2 市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741